

大戸川ダム

# 京都・大阪府負担合意



国が建設凍結を決めた大戸川ダム(大津市)周辺整備事業で、京都、大阪両府が支払いを拒んできた下流負担金の一部を滋賀県に支払うことでのり日までに3府県が合意した。国のダム計画を凍結に追い込んだ3府県は、負担金をめぐる対立も乗り越え、流域自治をさらに前進させた。だが京都、大阪両府が難色を示していた負担金の利水分の支払いは先送りする玉虫色の決着で、自治体間の連携の難しさをあらためて浮き彫りにした。(鈴木雅人)

京都、大阪両府が支払いに合意したのは、ダム計画に伴う付け替え県道整備費の負担金の残額計13億9千万円のうち、治水分の計9億3千万円。本年度から工事が完成する予定の2016年度までに京都が3億4千万円、大阪が5億9千万円をそれぞれ支払う。今月中旬に合意文書を交わし、来春にも3知事が協定を結ぶ。

「3府県が直接協議して合意できることは、流域自治の大きなステップになる」。滋賀県の嘉田由紀子知事は9日の記者会見で自賛した。3府県は国にダム建設計画の凍結を求

# 利水棚上げ玉虫色決着

協議するとの「先送り案」を提示して歩み寄った。財政難の中、県道整備費を確保するため合意を急ぐ必要もあった。

滋賀県は国のルール策定後に「もううべきものはもうらう」との姿勢だが、京都府は「利水分は支払わない。その分をどうするかは滋賀位置付け、負担金問題も府県主体で打開するとしている」ことを「地方分権の試金石」と評価したこと。(公営企画課)と冷ややかな反応を示す。国は撤退ルールの検討を事実上棚上げしているため、策定時期も不透明だ。

ただ今回合意した負担金の治水分の支払いについて、「もともと両府に異存はなかった。今年2月から始まつた部長レベルによる調整でも、焦点は負担金の利水分4億6千万円の扱いに絞られていた。

京都、大阪両府は「すでに利水事業から撤退してお

り、払う根拠がない」との主張を譲らず、滋賀県側は「このまま話し合っても折り合いがつかない」(幹部)

と判断。利水分の支払いは国がダム事業撤退のルールを策定した際にあらためて、設立を目前に控えた府県に

大戸川ダム建設に伴う付け替え県道の整備状況を視察  
した橋下、山田、嘉田の各知事(中央左から)(1月  
8日、大津市上田上大鳥居町)